

原議保存期間	5年（令和11年3月31日まで）
有効期間	一種（令和11年3月31日まで）

警 視 庁 刑 事 部 長  
各 道 府 県 警 察 本 部 長  
（参考送付先）  
各管区警察局広域調整担当部長

警 察 庁 丁 捜 一 発 第 2 4 号  
令 和 6 年 3 月 1 日  
警 察 庁 刑 事 局 捜 査 第 一 課 長

消費生活用製品に起因する事故の捜査における関係機関との協力について  
（通達）

警察では、消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第2条第5項に規定する製品事故（以下「製品事故」という。）の捜査に当たり、「消費生活用製品に起因する事故の捜査における関係機関との協力について」（平成31年3月8日付け警察庁丁捜一発第31号。以下「旧通達」という。）に基づき、経済産業省等の関係機関と協力してきたところ、製品事故の再発防止等に資するため、引き続き、下記のとおり協力していくこととしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の内容については、経済産業省と協議済みである。

また、旧通達については廃止する。

## 記

### 1 基本的考え方

警察は、製品事故の捜査により、当該事故等の原因究明及び責任追及を行うものであるが、併せて、関係機関による、原因究明及びそれを通じた同種事案の再発防止措置に資するため、関係機関と連携する必要がある。

### 2 関係機関との連携の在り方

関係機関の職員には、守秘義務が課せられていることを前提に、次のとおり対応すること。

#### (1) 関係機関による調査への協力

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）による法第36条第4項に基づく製品の安全性に関する技術上の調査のため、警察が押収等している当該製品について形態、破損状況等の確認の協力を要請された場合には、原則としてこれに応じること。

現に実施している鑑定等を中断しなければならないなど、当該調査により捜査に支障がある場合には、協力が可能となる時期の見込み等について、機構と調整すること。

また、事件として送致せず、警察が押収等した当該製品を還付等する場合で機構に協力要請されているときは、原則として機構に通報すること。

#### (2) 関係機関への情報提供

経済産業省又は機構から事故原因等に係る情報提供を求められた場合に

は、捜査の支障を勘案しつつ、可能な限り情報を提供すること。

また、捜査の進捗により提供が可能と見込まれる場合は、その時期について、経済産業省又は機構と調整すること。

### 3 窓口

関係機関との調整等に当たる各都道府県警察の窓口は、原則として、警視庁及び道府県警察本部の特殊犯捜査を担当する所属の警部以上の者とする。

### 4 協力要請への対応

関係機関から個別事案に関し協力要請があった場合には、警察庁刑事局捜査第一課特殊第二・三係に報告の上、対応すること。その他疑義が生じた場合にも同様とする。